

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（94）」

2. 日時：令和2年12月14日（月）13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員、杉野首席技術研究調査官、道口技術研究調査官

電源開発株式会社 原子力技術部 部長 他5名

テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）から、平成26年12月16日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波等の評価に関するコメント回答について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。

内閣府（2020）の波源モデルによる検討結果が「2.地震による津波」の「2-6.行政機関が想定する波源モデルによる津波」に記載されているところ、内閣府（2020）の波源モデルと事業者の説明する基準波源モデル～の津波評価上の位置付けについて

東通原子力発電所と共通する審査会合の指摘事項について

内閣府（2020）の断層諸元等の記載方法（公開値、計算値等の区別）について

ライズタイムの設定について、参考文献としている杉野（2014）では、0 秒として再現性が確認されている場合もあるところ、一律 60 秒に設定することの妥当性について

（3）電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。

内閣府（2020）モデルによる検討結果が、基準波源モデル ~ を上回ったため、「5 .基準津波の策定」ではなく、「2 .地震による津波」の段階で検討を行ったものであり、津波評価上、内閣府（2020）の波源モデルによる検討結果は、“行政機関による既往評価との比較”と位置付けている。

指摘事項一覧表のコメント No. では、S5-31、S5-33 及び S5-34 が共通する。

資料中の記載値等が、内閣府により公開された値なのか、自社において算出した値なのかを分かるように区分し、記載の適正化を図る。

ライズタイムを 60 秒に設定した津波波源モデルが、津波痕跡高を良好に再現しているため、妥当であると考えている。

## 6 . 提出資料

- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・大間における太平洋側の連動型地震に起因する津波評価に用いる基準波源モデル及び大間における津波解析条件
- ・大間原子力発電所 基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波等について(コメント回答)
- ・大間原子力発電所 基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波等について(コメント回答)(補足説明資料)